

志布志市くらし応援志券発行事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、志布志市くらし応援志券(以下「くらし応援志券」という。)を贈呈することにより、物価高騰の影響を受けている市民の経済的負担を軽減するとともに、地域の消費を喚起及び下支えすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 付与対象世帯 令和7年4月5日時点で市に住民登録がある世帯のうち、志布志市住民税非課税世帯に対する給付金支給事務実施要綱（令和7年志布志市告示第1号）第2条に定義する志布志市非課税世帯に対する給付金を受領する世帯を除いた全ての世帯をいう。
- (2) 特定取引 くらし応援志券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第3条第1項に規定する前払式支払手段その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (3) 商品券取扱店 市内において特定取引を行い、受け取ったくらし応援志券の換金を請求することができる事業者として登録されたものをいう。
- (4) 委託事業者 市の委託を受けて紙又は電子データで発行されたくらし応援志券の換金事業を行う者をいう。

(くらし応援志券の発行等)

第3条 市長は、付与対象世帯及び当該世帯に属する18歳以下（18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童（平成19年4月2日以後に出生した者））の子どもに対し、くらし応援志券を予算の範囲内で発行する。

- 2 くらし応援志券の発行の日は、市長が定める日とする。
- 3 くらし応援志券の再発行又は交換は、行わないものとする。

(くらし応援志券の使用範囲等)

第4条 くらし応援志券は、使用者及び商品券取扱店間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 くらし応援志券は、前条第2項に規定する発行の日から令和7年12月31日まで使用することができる。
- 3 特定取引に使用されたくらし応援志券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、商品券取扱店からの当該上回る額に相当する金銭の支払は行われなないものとする。

(商品券取扱店の登録)

第5条 商品券取扱店として登録できる者は、市内に所在地を有する店舗又は市長が特別に認める事業者とする。

- 2 商品券取扱店の登録を受けようとするものは、市が商品券取扱店の登録の受付及び管理を委託する事業者が取扱店登録申請書（様式第1号）及び振込預金口座届出書（様式第2号）を提出し、又は市が提供する電子申請サービスで申請しなければならない。

（商品券取扱店の責務）

第6条 商品券取扱店は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 特定取引においてくらし応援志券での決済を拒む行為
- (2) くらし応援志券を交換し、譲渡し、又は売買する行為
- (3) 使用されていないくらし応援志券を換金する行為
- (4) 使用者に対し、次に掲げる商材にくらし応援志券を使用させる行為
 - ア 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙等の換金性が高いもの
 - イ 電子マネー等への入金（チャージ）
 - ウ 不動産、金融商品、宝くじ等
 - エ 出資、債務の支払、収納代行、宅便料金等
 - オ 国及び地方公共団体への支払（公営ギャンブル含む。）、公共料金、振込手数料等
 - カ たばこ（たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこ）
 - キ 性風俗関連特殊営業
 - ク 特定の宗教・政治団体と関わるもの
 - ケ その他公序良俗や法律等に反するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が志布志市くらし応援志券発行事業の趣旨に反すると認める行為

（くらし応援志券（紙発行分）の換金手続）

第7条 委託事業者は、くらし応援志券（紙発行分）が使用された場合は、商品券取扱店に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

- 2 前項の場合において、商品券取扱店は、くらし応援志券換金請求書（様式第3号）に令和7年12月31日までの特定取引において受け取ったくらし応援志券（紙発行分）を添えて、令和8年1月16日までに委託事業者に請求しなければならない。

- 3 くらし応援志券（紙発行分）の換金の方法は、委託事業者が商品券取扱店が指定する預金口座に振り込む方法による。

（くらし応援志券（電子データ発行分）の換金手続）

第8条 委託事業者は、くらし応援志券（電子データ発行分）が使用された場

合は、商品券取扱店に対し、P a y どん加盟店規約に従い、その使用金額に相当する金銭から、決済手数料を差し引いた金銭を支払うものとする。

2 委託事業者は、くらし応援志券（電子データ発行分）が使用された場合は、特定取引の対価の100分の1.5を上限として、商品券取扱店に対し、令和8年1月1日以後に決済手数料相当額を支払うこととする。

3 くらし応援志券（電子データ発行分）の換金の方法は、委託事業者が、P a y どんシステムを介し、商品券取扱店があらかじめ登録した預金口座に振り込む方法による。

（返還）

第9条 偽りその他不正の手段により換金を受けた者があるときは、市長は、その者に対して換金した金額の全部又は一部の返還を命じることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年2月5日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号（第 5 条関係）

志布志市くらし応援志券取扱店登録申請書

令和 年 月 日

様

会 社 名
住 所
代表者氏名
電 話 番 号
担当者氏名
連絡用メールアドレス

志布志市くらし応援志券発行事業実施要綱（令和 7 年志布志市告示第 号。以下「要綱」という。）第 5 条第 2 項の規定により、下記のとおり商品券取扱店への登録を申請します。
また、要綱第 6 条に規定する商品券取扱店の責務を遵守することを誓約します。

記

●登録店舗

店舗情報			取扱方法 ※いずれかに○			P a y どん利用				
						利用状況		今後導入予定		
			デジ タル	紙	両方	利用 可能	利用 不可	導入 予定	導入 しない	検討 中
①	店舗名									
	所在地		業種		1 小売業・2 飲食業・3 サービス業・4 その他					
②	店舗名									
	所在地		業種		1 小売業・2 飲食業・3 サービス業・4 その他					
③	店舗名									
	所在地		業種		1 小売業・2 飲食業・3 サービス業・4 その他					
④	店舗名									
	所在地		業種		1 小売業・2 飲食業・3 サービス業・4 その他					
⑤	店舗名									
	所在地		業種		1 小売業・2 飲食業・3 サービス業・4 その他					

志布志市くらし応援志券取扱店登録申請に伴う振込預金口座届出書

印

記

金融機関名			
支店名等			
口座の種類		口座番号	
フリガナ 口座名義	フリガナ		

※ 添付書類
振込預金口座通帳の表紙及び見開きの写し

様式第3号（第7条関係）

志布志市くらし応援志券換金請求書

令和 年 月 日

様

請求者
名 称
代表者氏名
電話番号

印

志布志市くらし応援志券発行事業実施要綱（令和7年志布志市告示第 号）
第7条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

「志布志市くらし応援志券」

【換金枚数及び請求金額】

くらし応援志券		換金枚数	換金請求金額
		枚	円
内 訳	一般商店専用券	枚	円
	大型店・ 一般商店共通券	枚	円

委託事業者記入欄

受付日	令和 年 月 日	取扱者印	
-----	----------	------	--

※太枠内のみご記入下さい。